



平成 25 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 三重交通グループホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 岡本 直之
(コード：3232 名証第一部)
問合せ先 総務人事グループ部長 藤原 茂久
(TEL. 059-213-0351)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 7 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社及び当社子会社における今後の事業展開に備えるため、第 2 条の目的事項に一部変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行条文	変更条文案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 各種商品小売業及びその他の小売業</p> <p>(6)～(19) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(20) 前各号の目的達成に関連のある一切の業務</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 各種商品<u>卸売・小売業</u>及びその他の<u>卸売・小売業</u></p> <p>(6)～(19) (現行どおり)</p> <p>(20) <u>物品に関する輸出入</u></p> <p>(21) 前各号の目的達成に関連のある一切の業務</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 25 年 6 月 21 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 21 日 (金曜日)

以 上